

会 議 録 (要点記録)

会議名称	第1回大空町自治推進委員会	
開催日時	平成28年10月25日(金)	9時30分から 11時30分まで
開催場所	大空町役場庁舎 3階2号会議室	
出席者の氏名	町民自治推進委員会出席者氏名(敬称略) 皆川正人委員長 沼田達五郎副委員長 渡辺 忍 古田牧子 千葉裕司 小森優子 河村 淳 事務局 林総務課参事 企画グループ 村山主幹	
実施内容	地方自治と自治基本条例 自治基本条例運用状況報告	
会議資料の名称	資料 地方自治と自治基本条例 大空町自治基本条例の運用状況報告書 大空町自治基本条例運用状況調査結果	
審議内容及び結果	<p>○開会</p> <p>○委員長挨拶</p> <p>本日はお忙しいところお集まりいただきありがとうございます。 今年3月に委嘱を受けまして、本年度は条例の見直しという事 でございます。本日は町の方から運用状況の報告書が提出されて おりますので、その内容についてご審議いただきたいと思ひます。 よろしくお願ひします。</p> <p>○議事</p> <p>地方自治と自治基本条例について</p> <p>地方自治の概念、自治基本条例の一般的概念 大空町自治基本条例の概要について説明</p> <p>委員長：説明の主旨は、行政や議会だけでなく、町民もまちづくりに 参加していくというような意味での説明でした。みんな 意見を出し、知恵を出しという事だと思ひます。</p>	

委員： 6 ページの事例のところですが、自治基本条例を作る必要性の事例をあげていますが、自治基本条例ができたことによって大空町はどのように変わったのでしょうか？それが 18 条（町民の基本姿勢と役割）になるのでしょうか？

主幹： 自治基本条例ができて何が変わったか？と言う点では、パブリックコメントと言うものがありますが、条例の改正など従来は行政と議会で決めていたものを、パブリックコメントなど直接町民が意見を伝える機会を設けたという事になります。

委員： このような事例が、仮にあった場合、自治基本条例ができたことよって町民が問題と思ったことが、行政に伝わりやすくなったということかな？と思ったところです。

主幹： はい

○自治基本条例運用状況報告について

事務局より 大空町自治基本条例運用状況調査結果について
第 10 条、第 15 条、第 38 条などに課題が出ていることについて説明する。以下全項目について説明。

委員： 運用状況報告書の内容を見ていくと、第 8 条第 9 条辺りに町民がこの制度を理解していない可能性が高いと、問題提起がすでに行われているようですが、やっぱりどのように伝えていくのかという事になると、ホームページになるのだと思います。ちなみにパブリックコメントの回答に 0 が多いという事ですが、0 でも結果は公表しているのですか？

主幹： 小さな記事ですが、意見はありませんでしたとの内容で載せてございます。

委員： どうすれば見てくれるのかという事になると、ホームページの話になってしまいますよね。

委員長： メール 의견も年度によっては少ない年もあるようですが、あまり活用されていないのでしょうか？：匿名のメールもあるのですか？

主幹： 匿名が多いと思います。名前が書かれていれば、その方に対応を取っていますが、匿名でもメールのアドレスが分かればそこに返事を送っています。

委員： 私は、ふれあいトークの意見は、これだけの数が出ているので、十分でないかと思います。私は自治会長も務めているので、毎年役場から来る回答を皆さんに回覧しているのですが、他の自治会ではそのように行っているのでしょうか？

主幹： そのような趣旨で、自治会長さんには配布させていただいていますが、各戸にそれが届いているのかは確認しておりません。実際の意見は相当数ののぼりますので、広報誌では、抜粋した中でご紹介させていただいております。またホームページでも公開している状況です。

参事： ホームページについてはトップページに新着の情報や見ていただきたい情報を載せておまして、そこを見るとそうした情報にたどり着くような工夫をしているところではあります。ホームページへのアクセスと言う部分では課題はあるのかなと思っています。

委員長： そこが一番の問題だと思います。

委員： 子どもたちはよく見ているようですが、私どもはあまりホームページを見ていないので、子どもたちをお願いして必要な情報を出してもらっています。町の情報は広報誌を見ているのが私たちの年代だと思います。

委員長： 他にありませんか

委員： 公募委員の関係で、公募してもなかなか応募が無いという結果が書かれていますが、検討のところに、公募枠に応募が無くても審議に支障がなければ、そのまま公募し続けるとの記載がありますが、これはいい方法だと思います。

委員長： 公募しても応募が無い現実はわかる気がします。
また一方で、女性の割合が2割を切っているとの状況の様ですが、ここに書かれているように最低でも3割ぐらいまで持って行って、もっと女性の意見を取り入れる必要があると思います。

参事： 公募のほかに団体から委員を推薦いただいている場合がありますが、審議会の数が多いことから、同じ方が重複する状況もあって、ご負担をおかけしている現状もあります。

委員長： 実際に推薦をする団体の立場の私たちにとっても、他の方に打診は行いますが、「勘弁してくれ」と言う方が多く、結局は役員のなかで代表を出す状況になってしまいます。

委員： 女性の団体は農協以外にどのくらいあるのでしょうか

主幹： 農協、商工会に女性の団体があります。

参事： あと自治会ですかね

委員： そうですか、やっぱり女性の団体は少ないですね。

委員長： 他にありませんか？
それでは、無いようですので、今回行政から自治基本条例の運用状況の調査報告書が、出されたわけですが、本委員会において、この報告書について検証を行うこととなります。事務局から次回にたたき台を作成するとの説明がありましたが、たたき台を作成するに当たって、皆さんから特に付け加える点などございますか？

	<p>全委員 なし</p> <p>委員長： それでは、今回の意見を踏まえ事務局で検証結果を作成してもらい次回に審議したいと思います。また、条例の見直しの可否についても協議したいと思います。</p> <p>全体を通して何もなければ本日は終了します。ありがとうございました。</p>
--	---